

AEDの貸出に係る遵守事項

AEDの貸出を受けるにあたり、以下のことを遵守します。

- 1 貸出の承認内容を変更する場合は、速やかに報告し、再審査に応じます。
- 2 AEDを目的以外に使用しません。
- 3 AEDを転貸又は譲渡しません。
- 4 AEDを使用したときは、救急隊に傷病者の状況、除細動（電気ショック）の実施回数及び実施結果を報告するとともに、遠賀郡消防本部自動体外式除細動器（AED）使用状況報告書を提出します。
- 5 AEDのパッドを使用目的以外で使用又は開封した場合は、パッドの費用を実費負担します。
- 6 AEDを破損又は紛失した場合は、遠賀郡消防本部自動体外式除細動器（AED）破損・紛失届を提出するとともに、故意又は過失によると判断された場合、修理等に係る費用を賠償します。

団体の代表者名